

スポーツ庁長官 鈴木大地 殿

2017年（平成29年）度の国のスポーツ振興施策と
スポーツ関連予算案に関する意見と要望について

2017年1月20日

新日本スポーツ連盟

会長 和食昭夫

はじめに

2016年10月1日のスポーツ庁発足以来、スポーツ基本法に則り、わが国のスポーツ施策の推進のため、積極的な取り組みをされていることに敬意を表します。

新日本スポーツ連盟は、2017年度の国のスポーツ施策とスポーツ予算案は、スポーツ庁の発足後初めて独自に作成される予算案であることから、スポーツ基本法が明記した「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」を実現する施策の具体化とその予算化が図られるべきだと考えます。また、現在検討中の第2期スポーツ基本計画（中間報告）の拡充とその推進に寄与する予算となることを希望します。

以上の視点から、2017年度スポーツ振興施策とスポーツ予算案に関して、以下の点で拡充・提案、ならびに質問をさせていただきますので、よろしくご検討下さるようお願い致します。

1. 2017年度スポーツ関連予算案の基調について

①2017年度スポーツ概算要求予算案は、前年の324億円から10億円増え（3.2%増）334億円となっています。その主要な内訳は、「2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた準備」関連予算が29億円増え187億円となっています。他方、国民だれもがスポーツを楽しめるようにするための施策を含む「スポーツ施策の総合的な推進」関連予算は、前年と同額の102億円となっています。

前年度も指摘したことですが、開催を4年後にひかえた「2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた準備」関連予算への重点的な配分は理解するところですが、しかし、その一方で、生涯スポーツの振興関連予算が「後退あるいは停滞」していることは看過できない問題です。2020東京オリンピック・パラリンピックを真に国民全体から祝福される祭典とするためには、「スポーツの主役は国民」であることを実感できるスポーツ振興施策を積極的に提起し推進することが重要ではないでしょうか。

また、2017年度予算案では、「スポーツ産業の成長促進事業、大学スポーツの振興（日本版NCAA創設等）が新規予算として計上されています。これは、国と地方自治体の生涯スポーツ振興施策を強化することを軽視したままで、「スポーツ産業の成長促進」に力点をシフトすることは、今まで以上に公的なスポーツ振興施策の後退が進むことが強く危惧されるところです。サッカーくじの収益金に依存する財源方針の転換とあわせ慎重な検討を要請します。

2. スポーツ参加人口の拡大、地域社会の活性化、障害者スポーツの推進について

①地方公共団体がおこなう公共スポーツ施設の改修費を積極的に支援することがこれまで以上に重要になっています。スポーツ環境整備事業の拡充を促進するとともに

に、スポーツ施設の改修と新設に当たって、地域の公共スポーツ施設が、シャワー室、ミーティングルーム、軽食可能なサロンなどをそなえ、真に住民とスポーツクラブ・愛好者にとって、楽しい魅力ある「憩いの場」となるような施設整備と運営を奨励し推進すべきです。

そのためにも、公共スポーツ施設が、引き続き減少している危機的な状況に歯止めをかけることを抜きにスポーツ参加人口の拡大はあり得ないことを明確にし、対策をとることを求めます。

②スポーツ参加人口の拡大と関連して、総合型地域スポーツクラブ支援の施策として、「量的拡大」から「質的充実」への転換すること提起され、その施策として、「総合クラブの登録・認証等の制度」が検討されています。一般的にスポーツクラブの登録や認証などがスポーツクラブ、スポーツ団体の自治の尊重・確立を前提とし、その実現に寄与するものとして構想されるなら検討に値すると考えます。しかし、スポーツクラブやスポーツ団体の管理と統制の手段となる危険性もあることから慎重な検討を求めます。基本は、多様な自主的スポーツクラブ、スポーツ団体の自治の力を育て、地域のスポーツ振興施策を立案し実現していく共同の場を作ること支援することではないでしょうか。

「スポーツの主役は国民」の立場から、公共スポーツ施設の利用料金の値下げ、利用時間や利用方法の弾力化、利用者、住民の声を反映しにくい指定管理者制度の欠陥を改善することなどを引き続き要請します。公共スポーツ施設を民間企業の収益優先の利用方法になっていないか、地域の自主的スポーツクラブにとって利用しやすいものとなっているかどうか公共スポーツ施設の利用実態の調査と分析を要請します。

③新規事業である、「特別支援学校を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業」を促進するとともに、地域公共スポーツ施設およびスポーツ環境のバリアフリー化などを推進し、パラリンピックの選手強化と同時に生涯スポーツ、地域スポーツにおいて、障害者も健常者とともにスポーツが楽しめる環境をつくる総合的な施策を要請します。

3. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた競技力の向上について

①昨年10月「競技力強化のための今後の支援方策（鈴木プラン）」が発表されました。その中では、メダル有望種目のみではない中長期計画、競技団体等の強化目標と計画への支援など、一定の前向きな競技力向上の考え方や施策が提起されています。同時に、2020年オリンピック・パラリンピックでのメダル獲得目標の提起など時限的な強化策が混在しており、よく検討する必要があるのではないのでしょうか。その点で、政府として「過去最高のメダル数」を掲げていることに対し、スポーツ庁としては「メダル獲得目標」はあくまでもスポーツ団体の自主的な目標とすることを明確にするよう要請します。

②ナショナルトレーニングセンター、NTCの拡充をさらに積極的に進めていただきたいと思います。その際、競技団体及びアスリートたちの実態と要望により添った、きめ細かい施策を進めるよう要請します。障害者アスリートにも健常者と同等の支援をおこなう努力が進みつつあることを評価するとともによりいっそうの支援強化を要請します。

多方面で活動している女性アスリートとコーチの意見を最大限尊重し、引き続き、女性アスリート・コーチの育成・支援の強化を図って下さい。

4. 「子どもの体力の向上、学校体育・運動部活動の充実」について

体育授業、特に運動部活動における事故防止、「体罰」など暴力的指導を廃してスポーツ医科学の成果を活用した指導、指導者育成の充実をはかるとともに、その制度化を検討して下さい。そのためにも教員の負担の軽減について、人的な配置の拡充を含め改善を要請します。

5. 新日本スポーツ連盟の事業への名義後援、財政支援について

新日本スポーツ連盟の主催で2年ごとに開催し、来年32回を数える全国スポーツ祭典（総合競技大会）に対し、スポーツ庁の名義後援ならびに開催経費の一部を助成していただくよう引き続き検討を要請します。

6. 日本勤労者山岳連盟の質問と要請

本年より国民の祝日（8月11日）として「山の日」がスタートしました。国土の70%が山岳・森林地帯である日本では、登山は誰でも手軽に親しむことのできるスポーツです。定期的な登山・ハイキングは心身ともに国民の健康増進に寄与し、岩登り・沢登り・積雪期登山など困難な課題への挑戦は人間的な成長にも役立つものです。

また、四季の変化が多様で大きいことは、世界的に見ても珍しい自然環境であり、里山の文化とともに観光資源としても、貴重なものです。

しかし、都市部への住民の集中、林業の衰退、開発による環境破壊、遭難事故の増加など、課題も多く存在します。

下記の課題について、どのように考えているのか？お聞きしたいと思います。

①山岳環境整備

安全で快適な登山を楽しむためには登山道、指導標、水場、トイレ、宿泊施設などの適正な整備が必要です。国内では山岳・森林地帯の所有者が公私複雑に入り混じり、行政区域によっても整備状況が異なり、遭難事故対策や環境保全への課題となっています。

特に登山道に関しては、管理・整備するものを明確にして、登山地図などに明記すること、指導標については、できる限り一定の基準に沿って設置場所や表示を行うことが重要ではないでしょうか？

日本の山々は冬に10m以上の積雪となり、春は雪解けから新緑、夏は緑が濃くお花畑が満開、秋は紅葉から落ち葉に埋もれることになり、同じ登山道でも四季の変化が激しく、降水量も多いため、日常の管理・整備が欠かせません。登山道以外の生活道・仕事道も多く、登山地図への明記と分かりやすい指導標の設置を全国的に行うことが、遭難対策と環境保全、ひいては観光振興としての決め手になると考えますが、いかがでしょうか？

②登山者教育

登山団体が「山の日」の制定を求めたのは、日本国民の多くが山のことを知らないからです。山が身近にあっても大半の国民は都市部で暮らし、年に数回、観光として山岳地域に入る人がほとんどです。このため「山に親しむ機会を増やしてもらい、山の恩恵を理解してもらおう」必要があると考えました。

自然の中に入るには一定の知識と技術、ルールを身に付ける必要があります。現在、

富山県の立山に国立登山研修所があります。公益社団法人の日本山岳ガイド協会ではガイド資格を国家資格にしたいと考え、日本山岳協会では日本体育協会の指導員制度を認定しています。

このように公的な資格や指導者がいますが、指導内容・方法、テキストなどにはばらつきがあり現場で混乱することもあります。この教育制度について、どのようなかわり方を考えていますか？

③登山計画書の届け出先、山岳遭難救助組織

山岳遭難は毎年右肩上がりに増え続け、社会問題にもなっています。都道府県によっては、条例で登山届の義務化や警察署や消防署で山岳救助隊を編成し、山岳遭難対策に力を入れているところがあります。

しかし、都道府県により登山届先や方法が異なり、管轄の署により山岳救助技術や方法が違う場合があります。統一的な登山届の受付や管理、海上保安庁のような専門的な救助対応が国民の生命を守るために、必要だと考えます。

全国統一した山岳保安庁のような組織を作ることができないのでしょうか？

以 上